令和5年度
所定疾患施設療養費
算定状況の公表について

SEIWA-KAI
介護老人保健施設
シャンティ

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。

対象となる所定の疾患

・肺炎　・尿路感染症　・帯状疱疹　・蜂窩織炎

上記により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、1回に連続する10日を限度とし、月に1回に限り算定を行います。

主な治療内容

肺炎	聴診、胸部レントゲン、血液検査、抗生剤（内服・点滴注射）、喀痰吸引、酸素吸入等
尿路感染症	尿検査、血液検査、抗生剤（内服・点滴注射）等
帯状疱疹	抗ウイルス薬や鎮静剤の投与、軟膏塗布等
蜂窩織炎	血液検査、抗生剤（内服・点滴注射）、抗菌薬による薬物療法等

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	治療日数												
尿路感染症	人数		3	3	8	5	5	2	1	2	3	3	3
	治療日数		27	9	53	30	21	11	7	13	9	18	16
帯状疱疹	人数			1									
	治療日数			10									
蜂窩織炎	人数												
	治療日数												